委託業務仕様書

１　事業名

大規模コロニーにおけるカワウ捕獲実証及び効果的対策調査研究事業

２　業務の目的

近年、カワウの生息数が増加傾向にある「鷺田橋下流コロニー」「長良大橋下流コロニー」「徳山ダムコロニー」においてカワウの捕獲実証を行うとともに、地理的理由により銃器による捕獲が困難である「千本松原コロニー」における捕獲以外の効果的な対策について併せて調査研究し、今後のカワウコロニーの管理の参考とする。

３　業務委託期間

契約締結日から令和２年３月３１日（火）まで

４　実施場所

・鷺田橋下流コロニー　（岐阜県瑞穂市中宮、揖斐川右岸）
・長良大橋下流コロニー（岐阜県大垣市墨俣町下宿、長良川右岸）
・徳山ダムコロニー　（岐阜県揖斐川町開田ほか、徳山ダム湖畔）
・千本松原コロニー　（岐阜県海津市油島、揖斐川左岸～長良川右岸）

５　委託内容

（１）大規模コロニーにおける実態把握及び捕獲実証

①対象コロニー：鷺田橋下流コロニー、長良大橋下流コロニー、徳山ダムコロニー

②実施内容：

ア　打ち合わせ

業務の実施にあたり、岐阜県と打ち合わせを行うこと。

イ　現地踏査

捕獲作業を安全に実施するため、周辺の人や車の往来状況、射撃位置、安全管理のためのスタッフの配置位置等を決定するため現地の状況把握及び確認を行うこと。

ウ　計画策定

現地踏査の結果を踏まえ、捕獲等の計画を立案し岐阜県と協議すること。

エ　現地調査

捕獲を行う場合は、捕獲前と捕獲後の生息動向の把握と捕獲による効果を検証するため現地調査を行うこと。

オ　捕獲

・コロニーにおいては空気銃を使用しカワウを捕獲すること。
・使用する弾は、周辺環境への影響等を考慮し、鉛弾の使用をできるだけ避けること。
・捕獲羽数は、対象とするコロニー全体の生息羽数の半数程度とし、具体的な数は岐阜県と協議を行い決定すること。
・業務は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第９条第１項の規定による鳥獣捕獲の許可を得た上で行うこと。

・捕獲したカワウを回収し、体重、性別及び成熟度等のデータを採取すること。
なお、データ収集は捕獲実証１回当たり１０羽以上とする。
・捕獲したカワウの胃を摘出し、岐阜県に引き渡すこと。
なお、胃の引き渡しは捕獲実証１回当たり１０羽以上とする。

カ　資料整理
上記イからオの業務に係る現地調査データ及び捕獲データについて調査及び捕獲日ごとに整理すること。

（２）千本松原コロニーに対する効果的な対策の調査研究

①対象コロニー：千本松原コロニー

②実施内容：

ア　打ち合わせ
業務の実施にあたり、岐阜県と打ち合わせを行うこと。

イ　現地踏査
対策の調査研究を安全に実施するため、周辺の人や車の往来状況、安全管理のためのスタッフの配置位置等を決定するため現地の状況把握及び確認を行うこと。

ウ　計画策定
現地踏査の結果を踏まえ、追払い等の計画を立案し岐阜県と協議すること。

エ　現地調査
追払い等の実証を行う場合は、実証前と実証後の生息動向の把握と効果検証を行うため現地調査を行うこと。

オ　調査研究
・調査研究で実施する内容は、周辺環境への影響等が最小限となるよう努めること。
・調査研究の実施に際し必要な許可申請等を行ったうえで実施すること。
・実証日時は事前に岐阜県と協議し決定すること。
・調査研究の結果から効果的な対策を具体的（使用資材、作業手順、必要人員等）に提案すること。

カ　資料整理
上記イからオの業務に係る資料を整理すること。また、他県等の優良な対策事例についても収集すること。

（３）生息羽数調査

①計画準備
・調査開始前に、業務内容の細部確認を岐阜県担当者と行うこと。
・具体的な調査方法及び調査スケジュール（行程表）を明らかにした計画書を作成し、岐阜県へ提出すること。

②調査内容

ア　調査時期
繁殖終了期（令和元年７月）
非繁殖期（令和元年１２月）
繁殖開始期（令和２年３月）

イ　調査方法
・３名以上で調査を実施すること。
・日の出時刻３０分前から２時間又は日の入り時刻１時間３０分前から２時間、遠距離

から双眼鏡等により生息している生息羽数をカウントし、県が別途示す調査票に記録しておくこと。

【生息羽数は下記により算出】

＊調査開始時に既にいた数＋入ってきた数－出て行った数（夕方調査時）

＊調査終了時に残っていた数＋出て行った数－入ってきた数（早朝調査時）

・コロニーの状況写真を撮影し、撮影日時、撮影場所及び撮影方向を記録すること。

（4）報告書作成

（1）から（3）に関する報告書を作成し、提出すること。また、提出は報告書１部の他、電子データ（ＣＤ－Ｒ等）についても併せて提出すること。

なお、報告書の内容については、別途岐阜県と協議すること。

（5）その他

本業務に実施において、新たなコロニーが確認された場合は、その対策等について岐阜県と協議を行うこと。

６　委託業務の実施状況報告

委託者である県が必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、何時でも受託者に対し報告を求めることができる。

７　業務完了後の提出書類

受託者は、本業務の完了後、（1）及び（2）の書類を提出すること。（別途提示）

（1）委託業務完了届

（2）実績報告書

８　支払条件等

（1）業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。なお、経費と他の経費と明確に区分して経理する。

【主な対象経費】

人件費		人件費には、給料のほか、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）にかかる事業主負担分を含む。 人件費は、労働条件や市場実勢を踏まえて、適正な水準で設定すること。
事業費	報償費	謝金
	旅費	普通旅費、費用弁償
	需用費	消耗品、車両燃料費、会議費、印刷製本費
	役務費	通信運搬費、広告料、手数料
	委託料	業務委託料（県と協議を了したものに限る。）
	使用料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
	備品購入費	事業に必要な機械・機器については、原則、リース等により調達すること。 ただし、リースによる取引が行われておらず、継続使用のためには購入以外の方法がないと認められる場合のみ５０万円を上限として購入を可能とする。
諸経費		委託事業の遂行に必要な経費とする。なお、諸経費の額は委託契約額の10%以内とする。

（２）本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
（３）本業務を実施する場合に取得する財産については、リース等による賃借が不可能なものであって、取得価格又は効果の増額額が５０万円未満のものとし、５０万円以上の財産の取得は認めないものとする。

９　関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係書類帳簿類を整備し、業務終了後５年間は保管すること。
（１）総勘定元帳及び現金出納簿等の会計書類の整備

１０　業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守
委託事業の実施にあたっては、必要な許可手続きは受託者が行い、また、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守しなければならない。
（２）業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行うため必要と認めるときは、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。
（３）個人情報保護
受託者が本業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成１０年岐阜県条例第２１号）及び知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成１１年岐阜県規則第８号）に基づき、その取り扱いに十分注意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。
（４）守秘義務
受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
（５）その他
業務に必要な道具類及び材料（うち生息羽数調査については、双眼鏡、望遠鏡、カメラ、方位磁石、調査票、地形図、筆記用具及び時計等）は受託者が用意すること。

１１　著作権等について

著作権については、別紙「著作権等取扱特記事項」によること。

１２　岐阜県が行う契約から暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく通報義務

（１）受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。
（２）受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができない時は、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

１３　業務の継続が困難となった場合の措置について

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

（1）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

（2）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了または契約の取消しなどにより次期受託者に本業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

１４　その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別紙

著作権等取扱特記事項

（著作者人格権等の帰属）

第１　印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受注者に帰属する。

２　印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

（著作権の譲渡）

第２　印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

２　印刷製本物の作成のために受注者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

一 原稿

二 原画

三 写真

３　前２項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受注者に譲渡させるものとする。

一 受注者の従業員

二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

４　第１項及び第２項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

（著作者人格権）

第３　発注者は、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該印刷製本物等の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。

２　受注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、印刷製本物等が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物等の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

３　発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
４　発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第２項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受注者の承諾を得るものとする。

（保証）
第４　受注者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

（印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供）
第５　受注者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（ＣＤ－Ｒ）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
２　前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
３　第１項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。